

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が治癒後障害が残存するとして労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、平成○年○月○日付けで、請求人に残存する障害は障害等級第9級に該当する障害と認め、同等級に応ずる額の障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 本件につき、再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

そうすると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である同年○月○日までとなる。

ところが、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、同年○月○日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した

後にされたものである。

- 2 なお、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書には、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない（再審査請求が許される）旨が定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば何人も請求することができなかったと認め得るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

そこで、これを本件についてみると、請求人は、平成○年○月○日付け「当時、Aに勤務してました。」から始まる文書を提出し、要旨、勤務中に夜道で転倒したことで手足が痺れるようになり、その後も仕事を休まずに続けた結果、今では話すことも自分で体を動かすことも無理な状態であると主張している。しかしながら、請求人の主張は、現在の請求人の状態を述べているにすぎず、何人も請求期間内に再審査請求をすることができなかったと認め得るに足りる事情とは認められず、上記の「正当な理由」について疎明したものということとはできない。

- 3 以上のとおり、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥を補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。